

総 行 住 第 59 号
令和 7 年 3 月 31 日

各都道府県住民基本台帳担当部局 御中
各指定都市住民基本台帳担当部局 御中

総務省自治行政局住民制度課長
(公 印 省 略)

住民基本台帳ネットワークシステム等の利用の徹底
(令和 6 年地方分権改革に関する提案募集関係) について

住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）は、市町村の住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステムとして構築されたものであり、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に規定する事務について、国の行政機関等及び地方公共団体に本人確認情報（氏名・生年月日・性別・住所等）を提供することで、行政手続における住民票の写しの提出の省略及び公用請求の省略など、住民の利便の向上と行政の合理化を実現してきました。

令和 6 年の地方分権改革に関する提案募集において、住基ネットが利用可能とされている事務については、住基ネットの利用により本人確認情報を取得し、住民票の写しの提出の省略や公用請求の省略を徹底するよう、国の行政機関等及び地方公共団体に対して周知を求める提案がありました。

各都道府県及び市町村におかれては、本提案の趣旨を踏まえ、下記に取り組んでいただくようお願いします。

また、各都道府県においては、域内の指定都市を除く市町村に対してもこの旨を周知願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第 1 都道府県及び市町村における住基ネットの利用の徹底について

制度上住基ネットが利用可能とされているにもかかわらず、住基ネットを利用せずに、住民票の写しの提出の求めや公用請求を行っている事務については、住民票の写しの提出や公用請求を省略するため、以下の点にも留意の上、住基ネットの利用を徹底すること。

(1) 担当部署に住基ネット端末が設置されていない場合

他の部署に既に設置されている住基ネット端末を利用すること又は新たに住基ネット端末を設置することにより、住基ネットの利用が可能な環境整備を行うこと。

(2) 各事務において必要とされる対象者の情報について、住基ネットだけでは確認できないものがある場合

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）において情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携が可能とされている事務については、住基ネットに加えて情報提供ネットワークシステムを活用し、住民票関係情報など必要な情報を取得することで、住民票の写しの提出や公用請求を省略すること。

第2 市町村における住民記録システムの情報の利用の徹底について

市町村において、各種届出・申請等にあたり住民から住民票の写しの提出を求めている事務については、住民票の写しの提出を省略するため、住民記録システムの情報の利用を徹底すること。